

政令第四百四号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）附則第一条第三号の既定に基づき、この制令を制定する。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第五条第一項の規定の施行期日は、平成十三年四月一日とする。

経済産業大臣 平沼 赳夫

環境大臣 川口 順子

内閣総理大臣 森 善朗